

## 外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、県内で雇用される外国人技能実習生及び特定技能外国人（以下「外国人技能実習生等」という。）が入国する際の水際対策において県内企業等が負担する宿泊施設の費用等について補助を行うことにより、県内企業等における円滑かつ適正な外国人技能実習生等の受入れを支援することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 本要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「水際対策」とは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、海外から入国した者が公共交通機関の不利用や宿泊施設における待機等を求められる国の措置をいう。
- (2) 「外国人技能実習生」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を有する者をいう。
- (3) 「特定技能外国人」とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格を有する者をいう。
- (4) 「監理団体」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に定める「監理団体」をいう。
- (5) 「県内企業等」とは、県内に所在する事業所において外国人技能実習生等を雇用する法人又は個人をいう。

### (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に定める者とする。

- (1) 外国人技能実習生等を受け入れた県内企業等
- (2) 県内企業等で雇用される外国人技能実習生を受け入れた監理団体

### (補助金申請の要件)

第5条 補助金申請を行う者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 補助金の交付対象となる経費を負担したもの

- (2) 国から要請されている新型コロナウイルス感染症の水際対策について、必要な防疫事項を遵守している者
- (3) 補助対象経費について、国、県及び市町村等の補助金を申請していない者
- (4) 過去5年間に重大な法令違反がない者
- (5) 労働関係法令、入管法及び外国人技能実習法（外国人技能実習生を雇用している場合）その他関係法令を遵守している者
- (6) 申請者及び申請者の役員等は、沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費及び期間）

第6条 補助金の交付対象となる経費及び補助金額の算出方法は別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる経費は、令和4年4月1日から令和5年1月31日までに外国人技能実習生等の入国が完了し、かつ申請日までに支払いが完了しているものとする。
- 3 補助金の対象となる経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付申請及び請求書（様式第1号）及び誓約書（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月28日までに沖縄県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 在留資格及び入国日を証する書類
- (2) 県内に所在する事業所で雇用した海外人材であることを証する書類
- (3) 経費を負担したことを証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 知事は、前条に規定する外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付申請書及び請求書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定の上その額を確定し、外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

- 2 沖縄県補助金等の交付に関する規則第12条に規定する実績報告は、前条に規定する外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。
- 3 知事は、申請の内容がこの要綱に定める要件を満たさないと判断したとき又は予算の上限に達したときは、外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（交付の取消及び補助金の返還）

第9条 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、

外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合において、取消しにより申請者に損害があっても、知事はその損害の責めを負わないものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定後、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき。

#### （補助金の返還）

第10条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金返還命令書（様式第5号）により通知し、補助金の交付を受けた者に対して補助金の返還を命じるものとする。

- 2 知事は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 3 知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴することができる。

#### （帳簿の備付）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象となる経費に係る証拠書類その他関係書類を整備し、当該事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### （その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

#### 別表（第6条関係）

補助金の交付対象経費		補助金額の算出方法
総 則	・補助金の対象となる経費は、下記①～⑥とする。	・補助金額の上限は、申請に係る外国人技能実習生等の人数に12万円を乗じた金額とする。 ・上記上限額の範囲内で、下記①～⑥の補助対象経費についてそれぞれ算出された補助金額を合計した金額を交付するものとする。

①	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において県内企業等が負担する宿泊施設（ホテル、旅館等）の宿泊費（室料）</p> <p>※外国人技能実習生等が入国日から水際対策として求められる待機期間中にかけて宿泊する経費に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは対象としない。</p>	<p>・宿泊費（室料）の実支出額に補助率3／4を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>・宿泊日数は、15泊を上限とする。</p>
②	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、外国人技能実習生等を空港等から待機宿泊施設に移送するため、県内企業等が負担する貸自動車（レンタカー）の借上費</p> <p>※外国人技能実習生等の移送に必要なもの（迎えのための往路を含む）に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは対象としない。</p> <p>※水際対策として公共交通機関不使用を求められている期間のみを対象とする。</p>	<p>・貸自動車（レンタカー）借上げに係る実支出額に補助率3／4を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>
③	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、外国人技能実習生等を空港等から待機宿泊施設に移送するため、県内企業等が用いる貸自動車等（レンタカー）の燃料費</p> <p>※外国人技能実習生等の移送に必要なもの（迎えのための往路を含む）に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは対象としない。</p> <p>※水際対策として公共交通機関不使用を求められている期間のみを対象とする。</p>	<p>・移送に係る燃料費の実支出額に補助率3／4を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>
④	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等</p>	<p>・有料道路通行料金の実支出額に補助率</p>

	<p>が入国する際の水際対策において、外国人技能実習生等を空港等から待機宿泊施設に移送するため、県内企業等が負担する有料道路通行料金</p> <p>※外国人技能実習生等の移送に必要なもの（迎えのための往路を含む）に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは除く。</p> <p>※水際対策として公共交通機関不使用を求められている期間のみを対象とする。</p>	<p>3 / 4 を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>
<p>⑤</p>	<p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、外国人技能実習生等を空港等から待機宿泊施設に移送するため、県内企業等が負担する公共交通料金</p> <p>・県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、待機終了後、待機宿泊施設から沖縄便が離発着する最寄り空港等に移送するため、県内企業等が負担する公共交通料金</p> <p>※水際対策において公共交通機関使用を可能としている期間のみを対象とする。</p> <p>※最寄り駅から待機宿泊施設までの移送経費は認めない。</p> <p>※待機宿泊施設から最寄り駅までの移送経費は認めない。</p> <p>※複数人の外国人技能実習生等を同時に移送する場合において、貸自動車（レンタカー）借上げ等の手段による移送方法が経済的（貸自動車、燃料費、有料道路通行料を合計した経費が、公共交通を利用する場合に比べ、安価な場合）かつ合理的な場合は、貸自動車（レンタカー）</p>	<p>・公共交通料金に係る実支出額に補助率 3 / 4 を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>・貸自動車（レンタカー）借上げ等の手段による移送方法が経済的かつ合理的な場合は、②～④に記載される補助金額の算出方法とする。</p>

	等による移送手段方法を認める。	
⑥	<p>・ 県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、待機終了後、県外から県内に航空機等を利用し移送するため、県内企業等が負担する航空運賃等</p> <p>※県内移送における航空運賃等は認めない。</p>	<p>・ 航空運賃等の実支出額に補助率 3 / 4 を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

〒

所在地  
名称  
代表者職・氏名

印

外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金  
交付申請及び請求書

令和4年度外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業について、外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付申請します。

また、補助金の額が決定した場合は、本申請をもって、確定した額を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

記

- 1 補助事業内容  
別紙のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 円

3 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金種目		店番	
口座番号 (フリガナ)			
口座名義			

※別添のとおり、通帳の写し及び債権者登録申請書を添付する。 添付書類  
チェック欄

4 申請者の連絡先

申請者	担当者氏名		担当部署	
	電話番号		FAX番号	
	E-mail			

1 外国人技能実習生等（補助申請対象者）名簿

番号	氏名 (アルファベット表記)	在留資格	雇用 事業所名	待機場所 (宿泊施設名)	入国日	待機期間 (泊数)	申請者 添付書類 チェック欄
記入例	Ken Okinawa	技能実習	〇〇会社 △△支店	〇〇〇ホテル	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ～ R4. 4. 15 15泊16日	在留資格及び入国を証 する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用を証する書類 <input checked="" type="checkbox"/>
1							在留資格及び入国を証 する書類 <input type="checkbox"/> 雇用を証する書類 <input type="checkbox"/>
2							在留資格及び入国を証 する書類 <input type="checkbox"/> 雇用を証する書類 <input type="checkbox"/>
3							在留資格及び入国を証 する書類 <input type="checkbox"/> 雇用を証する書類 <input type="checkbox"/>
4							在留資格及び入国を証 する書類 <input type="checkbox"/> 雇用を証する書類 <input type="checkbox"/>
5							在留資格及び入国を証 する書類 <input type="checkbox"/> 雇用を証する書類 <input type="checkbox"/>

2 補助対象経費

(1) 宿泊費

(単位：円)

対象者 名簿番号	支払日	支払先	支払金額（税込） A	補助対象経費 A÷1.1（税抜） a ※1円未満切捨て	申請者 添付書類 チェック欄
記入例	R4. 4. 9	東京〇ホテル	165,000	150,000	経費を負担したこ とを証する書類 <input checked="" type="checkbox"/>
1				0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
2				0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
3				0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
4				0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
5				0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
小計			0	0	

(2) 交通費

①車両賃借料（レンタカーの料金）

(単位：円)

対象者 名簿番号	支払日	支払先	車種	支払金額（税込） B	補助対象経費 B÷1.1（税抜） b ※1円未満切捨て	申請者 添付書類 チェック欄
記入例	R4. 4. 1	株式会社〇〇レンタカー	日産マーチ	11,000	10,000	経費を負担したこ とを証する書類 <input checked="" type="checkbox"/>
1					0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
2					0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
3					0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
4					0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
5					0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
小計				0	0	

※支払先が複数ある場合は、支払先を全て記入し支払金額はその合計額を記載してください

②燃料費（ガソリン等の料金）

(単位：円)

対象者 名簿番号	支払日	支払先	燃料単価 (円/L)	支払金額（税込） C	補助対象経費 C÷1.1（税抜） c ※1円未満切捨て	申請者 添付書類 チェック欄
記入例	R4. 4. 1	株式会社〇〇給油所	180円/L	3,300	3,000	経費を負担したこ とを証する書類 <input checked="" type="checkbox"/>
1					0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
2					0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
3					0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
4					0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
5					0	経費を負担したこ とを証する書類 <input type="checkbox"/>
小計				0	0	

※支払先が複数ある場合は、支払先を全て記入し支払金額はその合計額を記載してください



③有料道路通行料金（高速道路等の料金）

（単位：円）

対象者 名簿番号	支払日	区間	有料道路名	支払金額（税込） D	補助対象経費 D÷1.1（税抜） d ※1円未満切捨て	申請者 添付書類 チェック欄
記入例	R4.4.1	成田-高谷JCT-昭和島JCT-羽田	NEXCO東日本 首都高	1,650	1,500	経費を負担したことを証する書類 <input checked="" type="checkbox"/>
1					0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
2					0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
3					0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
4					0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
5					0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
小計				0	0	

※支払先が複数ある場合は、支払先を全て記入し支払金額はその合計額を記載してください

④公共交通機関運賃（待機後、公共校交通機関で空港まで移動した場合の経費）

（単位：円）

対象者 名簿番号	支払日	区間	公共交通機関	支払金額（税込） E	補助対象経費 E÷1.1（税抜） e ※1円未満切捨て	申請者 添付書類 チェック欄
記入例	R4.1.16	成田駅-羽田空港ターミナル駅	東京モノレール	500	454	経費を負担したことを証する書類 <input checked="" type="checkbox"/>
1					0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
2					0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
3					0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
4					0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
5					0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
小計				0	0	

※支払先が複数ある場合は、支払先を全て記入し支払金額はその合計額を記載してください

(3) 航空運賃（県外空港-沖縄県内空港の航空運賃）

（単位：円）

対象者 名簿番号	支払日	区間	支払金額（税込） F	支払金額 （税抜） F÷1.1 f ※1円未満切捨て	申請者 添付書類 チェック欄
記入例	R2.8.30	羽田空港-那覇空港	55,000	50,000	経費を負担したことを証する書類 <input checked="" type="checkbox"/>
1				0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
2				0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
3				0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
4				0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
5				0	経費を負担したことを証する書類 <input type="checkbox"/>
小計				0	0

3 補助金交付申請額

（単位：円）

対象者 名簿番号	補助対象経費						合計額 a+b+c+d+e+f G ※1円未満切捨て	基準額 G×3/4 （★） ※1円未満切捨て	1人当たり 補助金申請額 1人当たり上限 12万円以内
	(1)宿泊費 a	(2)交通費 ①車両賃借料 b	②燃料費 c	③有料道路通行料 d	④公共交通機関運賃 e	(3)航空運賃 f			
記入例	150,000	10,000	3,000	1,500	454	50,000	214,954	161,215	120,000
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金交付申請額 合計									0

様式第1号の2（第7条関係）

誓 約 書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

〒

所在地

名称

代表者職・氏名

印

外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金の交付申請に当たり、申請者及び申請者は下記のことを誓約します。

この誓約の内容が事実と反することが判明した場合は、当該事実に関して沖縄県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

また、外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金の交付決定後にこの誓約の内容が事実と反することが判明し、交付決定の全部又は一部が取り消された場合には、沖縄県に対し、当該補助金の全部又は一部を返還します。

これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 外国人技能実習生等を受け入れた県内企業等又は県内企業等で雇用される外国人技能実習生を受け入れた監理団体で、補助金の交付対象となる経費を負担したものです。
- 国から要請されている新型コロナウイルス感染症の水際対策について、必要な防疫事項を遵守しています。
- 補助対象経費について、国、県及び市町村等の補助金を重複して申請していません。
- 過去5年間に重大な法令違反はありません。
- 労働関係法令、入管法及び外国人技能実習法（外国人技能実習生を雇用している場合）その他関係法令を遵守しています。
- 申請者及び申請者の役員等は、沖縄県暴力団排除条例第2条（平成23年条例第35号）第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 補助対象となる外国人技能実習生等に当該経費の負担は発生しません。
- 沖縄県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 今回の申請内容について、国、県関係機関及び市町村等に対して照会や情報提供されることに同意します。

沖縄県指令商 号  
令和 年 月 日

〒

殿

沖縄県知事 印

外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金  
交付決定及び交付確定通知書

令和 年 月 日 付けで申請のあった標記補助金については、外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 交付の条件

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿、契約書及び領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) その他外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

沖縄県指令商  
令和 年 月 日 号

〒

殿

沖縄県知事 印

外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業

不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、審査の結果、交付要件を満たさなかったため、不交付となりましたので外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

沖縄県指令商 号  
令和 年 月 日

〒

殿

沖縄県知事 印

外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金  
交付決定取消通知書

令和 年 月 日 付け 沖縄県指令商 号で交付決定及び確定した標記  
の補助金について、下記のとおり交付決定及び確定を取り消したので、外国人技能実  
習生等受入企業緊急支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 取り消した補助金交付決定及び確定額 金 円
- 2 取り消した理由

沖縄県指令商 号  
令和 年 月 日

〒

殿

沖縄県知事 印

外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金  
返還命令書

令和 年 月 日 付け 沖縄県指令商 号で交付決定及び確定した標記の補助金について、下記のとおり補助金の返還を命じるので、外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

- 1 取り消した補助金交付決定及び確定額 金 円
- 2 既に交付した金額 金 円
- 3 加算金及び延滞金 金 円
- 4 返還すべき補助金の金額 金 円
- 5 返還の期限 令和 年 月 日まで
- 6 返還の方法 別添納付書により最寄りの金融機関で納付するものとする。